

第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日の翌日から平成32年(2020年)3月19日までを予定している。

3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、南伊豆町子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、需要量の推計及び目標量検討を行い、ニーズ調査に基づく検討結果をもとに、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、南伊豆町子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、計画策定を支援するとともに、計画書を作成することを目的とする。

4. 業務概要

平成30年度業務

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア. 調査対象者及び標本数

- ①未就学児童の保護者 約120票
- ②小学生児童の保護者 約300票

※調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに南伊豆町独自の設問を加え、②については第1期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画で実施した調査を参考に、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、南伊豆町子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受注者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

イ. 調査方法

郵送配布・郵送回収。

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘は受注者が行い、対象世帯の抽出、宛名ラベルの貼付及び発送・回収は南伊豆町が行う（発送・回収にかかる経費は南伊豆町が負担する）。回収率は50%程度を想定している。

ウ. 調査期間

平成30年11月～12月

エ. 報告とりまとめの期限

平成31年3月末日

※ただし、平成 31 年 2 月までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

(2) 現状の分析と課題の整理

(1) の結果及び第 1 期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき南伊豆町の課題を抽出する。

(3) 南伊豆町子ども・子育て会議の支援

南伊豆町子ども・子育て会議（平成 30 年度 2 回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 需要量の推計・目標量の検討

(1) の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に南伊豆町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、南伊豆町の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の目標量の検討を支援する。

(5) 報告書の作成

(1) ～ (4) を反映し、ニーズ調査の報告書を作成する。

平成 31 年度業務

(1) 目標量の設定

30 年度に引き続き、ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、南伊豆町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、南伊豆町の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(2) 事業計画骨子案の策定

30 年度の検討結果及び (1) の目標量などを反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(3) 南伊豆町子ども・子育て会議の支援

南伊豆町子ども・子育て会議（平成 31 年度 3 回）の開催にあたり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 事業計画案の策定支援

(1) ～ (3) の結果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(5) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して南伊豆町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画書の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書を作成する。

5. 支払い

平成 30 年度分 契約額の 1/2 以内とする。

平成 31 年度分 差額を完了払とする。

6. その他

(1) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

(2) 打合せ協議回数は、子ども・子育て会議支援を含め、8回程度を想定している。

(3) 子ども子育て支援実施計画事業全般に係る法改正・制度改正、他市町村の策定状況等について情報を収集し提供すること。

(4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7. 成果品

(1) ニーズ調査報告資料：A 4 判 簡易製本（簡易バインダー止め）、本編 1 色刷り 30 部

(2) ニーズ調査報告資料データ（MSWORDを想定） 1 式

(3) 計画書：A 4 判 80 頁程度、表紙レザック、本編 1 色刷り 200 部

(4) 計画書データ（MSWORDを想定） 1 式

以下余白